

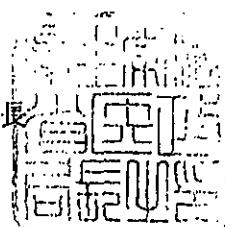


医政発0106第16号

平成23年1月6日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第1号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、平成23年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管内養成所へ周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1. 改正の趣旨

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第1号）により保健師教育及び看護師教育の内容が改正されたこと、及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第1号）により保健師教育の内容が改正されることに伴い、看護師国家試験及び保健師国家試験の試験科目の改正を行うものである。

2. 改正の内容

(1) 保健師国家試験の試験科目

- ① 「地域看護学」を「公衆衛生看護学」に改めた。
- ② 「疫学・保健統計」を「疫学」及び「保健統計学」に分けた。
- ③ 「保健福祉行政論」を「保健医療福祉行政論」に改めた。

(2) 看護師国家試験の試験科目

- ① 「社会保障制度と生活者の健康」を「健康支援と社会保障制度」に改めた。
- ② 「看護の統合と実践」を加えた。



3. 施行期日等

(1) 保健師国家試験の試験科目

平成24年4月1日に施行し、平成25年に実施される平成24年度の国家試験から新たな試験科目によることとした。

(2) 看護師国家試験の試験科目

平成23年4月1日に施行し、平成24年に実施される平成23年度の国家試験から新たな試験科目によることとした。





編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

省令

次

-

○建築基準法の規定に基づく指定確認
検査機関の確認検査の業務を行う事
務所の所在地を変更した件

(関東地方整備局)

(国会事項)

(人事異動)

(内閣 法務省 財務省 文部科学省
特許庁 最高裁判所)

(皇室事項)

(官庁報告)

産業

日本工業規格 (国土交通省)

国家試験

水先人試験の施行 (国土交通省)

公聴会

一般方々供給約款の変更の認可に係る
公聴会の開催 (九州経済産業局)

国土調査の成果の認証の公告

(国土交通省)

(公 告)

諸事項

宣庁

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定
破産、特別清算、再生関係

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）（抄）

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(保健師国家試験の試験科目)	(保健師国家試験の試験科目)
第二十条 保健師国家試験は、次の科目について行う。	第二十条 保健師国家試験は、次の科目について行う。	
公衆衛生看護学	地域看護学	
疫学	疫学・保健統計	
保健統計学		
保健医療福祉行政論	保健福祉行政論	
(看護師国家試験の試験科目)	(看護師国家試験の試験科目)	
第二十二条 看護師国家試験は、次の科目について行う。	第二十二条 看護師国家試験は、次の科目について行う。	
人体の構造と機能	人体の構造と機能	
疾病的成り立ちと回復の促進	疾病的成り立ちと回復の促進	
健康支援と社会保障制度	社会保障制度と生活者の健康	
基礎看護学	基礎看護学	
成人看護学	成人看護学	
老年看護学	老年看護学	
小児看護学	小児看護学	
母性看護学	母性看護学	
精神看護学	精神看護学	
在宅看護論	在宅看護論	
看護の統合と実践		

